

も投資したと思いますけれども、現在では、K T N、N I B、N C Cもありますし、その他のメディアもたくさん出てきておるわけですが、依然としてN B Cだけに投資を続けられて、深い関係を続けられるのか、ここら辺についてはどうされるのか。

また、ゴルフ場投資も必要なのかどうか、ここら辺について、改善策があれば答弁していただきたいと思います。

財政部長(白石裕一君) 株式投資の問題についてお答えいたします。

株式の投資につきましては、その妥当性でございますけれども、総括的に申し上げますと、公共・公益的な事業を支援するために取得する場合、必要な場合だけに着目しまして、私どもは取得してきております。

今後、株式の取り扱いにつきましては、保有の意義や資産としての価値等について検証し、保有しておく意味合いが薄れたものにつきましては、財政構造改革プランで示した財産の有効活用の方針に沿って、可能なものから売却していきたいと考えております。

以上でございます。

水道局長(峯 繁紀君) 井原議員さんからいろいろなお質問をいただいておりますけれども、時間の都合もございますが、水道の場合、いろいろな場合を想定して水需給計画ですが、そういったものを立てる必要があると思います。私どもの責務といたしましては、安全な水を安定的にいつも供給できる体制を持つことだということで認識しておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

総務部長(岡田慎二君) 先ほどのご質問の中で、市長ほか三役のいろんな団体での役職の部分についてのご指摘がございました。実は、私どもも三役の全体の就任状況については把握をいたしております。そこで、これは市長からも指示がございまして、全体的な職の必要性、職務の内容、そういうものについて、現在、私どもで精査を行っておりまして、一定の基準のもとに見直しを実施したいというふうに考えております。

以上でございます。

議長(鳥居直記君) 休憩いたします。

午後は1時から再開いたします。

= 休憩 午後0時1分 =

~~~~~  
= 再開 午後1時0分 =

副議長(江口 健君) 休憩前に引き続き会議を開きます。29番森 幸雄議員。

〔森 幸雄君登壇〕

29番(森 幸雄君) こんにちは。

公明党の森 幸雄でございます。

市政一般質問も私が13番目で、最後であります。大変お疲れのことと思いますけれども、市長初め担当理事者の最後まで元気いっぱい、簡潔かつ明瞭なご答弁をよろしく願いいたします。

それでは、通告に従いまして、順次、質問いたします。

まず初めに、公設の市民斎場建設についてお問い合わせいたします。

近年、老夫婦やひとり暮らしをされている老人の方が加速度的にふえていると言われております。そんな中、老人の方々が直面している重要な問題の中の一つに、自分がいずれは迎えるであろう「死」についての問題であります。その人生の締めくくりでもあるこの「死」というものを、穏やかに、そして荘厳に迎えたいというのが、老人の方に限らず、だれしものが願うところではないでしょうか。

しかし、現実とは言いますと、年老いた夫婦2人の家庭や独居老人の方がふえ続けており、少ない年金の受給やわずかな収入の中で、介護保険料を納めながら、食費や衣料代を節約されて、もしものときのためにと葬儀代をこつこつとためていらっしゃる方も多いようです。

市民相談にいらっしゃる方の中にも、口をそろえておっしゃることは、安くて利用しやすい公共の市民斎場の設置であります。この長崎市には、残念なことにもって市民斎場がないのが現状であります。

全国を見てみますと、中核市と類似都市42の都市の中で、公営の市民斎場を運営している市が32都市あります。その中で、埼玉県川越市の施設管理公社が運営している斎場があります。この川越市民聖苑「やすらぎのさと」を先日、現地視察してまいりました。この土地の住宅事情や経済的負担に対する市民の深刻な声を市長や助役が真剣に聞き入れ、この市民斎場の実現となったわけです。

近年の生活様式の急速な変化に伴い、市民生活に欠かすことのできない重要な施設であるという正しい判断を受け、同市の総合計画に位置づけられることになり、平成8年度から取り組まれました。そうして昨年、平成12年6月にオープンしたばかりではありますが、やはり市民の方々の反響は大きいようで、現在では川越市でとり行われる葬儀の約35%を占めているそうであります。

この斎場は、大中小5つの式場を設けてあり、仏式、神式、そしてキリスト教などに対応できるよう、さまざまな祭壇も用意されており、年忌も行える専用の法要室も4部屋あり、それらすべてを市民が低廉な使用料で利用できるようになっていました。さらに、それらに伴う副葬品など市民の負担を少しでも軽減できるようにと、行政が24の葬儀取扱店、18の料理取扱店と料金や内容に関する協定を結ぶことにより、低廉で、しかも十分質の高い葬儀がとり行うことができるように配慮されていました。

さて、我が長崎市も例外に漏れず、少子・高齢化の波が刻々と進んできております。そして、住宅事情も長崎特有の問題を長年にわたり抱えており、市街地の70%が斜面地に住居を構えなくてはならないという問題に加え、高層マンションやアパート住まいの方々もふえてきており、自宅における葬儀など不可能な状況になっています。

そんな中でも、人生の終えんにふさわしい荘厳さと機能性を兼ね備え、落ちついた雰囲気の中で故人をしのぶことができる、そのような低廉で利用しやすい市民斎場を多くの市民の皆様が心より望んでおられます。この市民斎場こそが、時代の流れの中で必要になってきた重要な施設ではないのかと思われま。

そこで、市長にお尋ねいたします。

このような時代のニーズに合わせて、さきにも述べましたように、各地域において施設の整備や新設が図られているようですが、本市におきましては、今後、どのように対応されていかれるのか、ご見解をお聞かせください。

第2点目の質問は、老人交通費助成受給対象者年齢枠の引き上げについてお伺いいたします。

この制度は、昭和55年度より高齢者の社会参加を推進するという目的で開始されたもので、この制度は逐次、改正され、支給される年齢の制限が

70歳から上限を80歳までとし、さらにバス、電車の回数券に加え、タクシー券も導入の運びとなり、今日に至っている次第であります。

そうした中、先日のことですが、81歳の男性の方が、78歳になられる奥様の代理ということで、すこやか支援課へ老人交通費のバスの回数券を受け取りに見えました。その男性の方がそのときおっしゃるのは、「私は、昨年まで老人交通費を毎年いただいていたのに、なぜ80歳を過ぎた今はいただけないのか。どうも納得がいきません。80歳を過ぎた我々年寄り、家の中にじっと閉じこもっていなければならないのでしょうか」と、本当に寂しそうな顔で控え室に見えられたのです。

今日、こうして私たちが毎日を平和と安堵の中で過ごすことができるのは、人生の諸先輩方のご尽力によるものであると思います。生きがい対策とは、高齢者の方々が、いつまでもお元気で介護を受けることもなく、どこにでも出かけていき、健康を増進して長生きをされるという施策ではなかったでしょうか。

そこで、市長にお尋ねいたします。

受給対象者年齢の引き上げについて、平成11年6月議会における同僚議員の質問に対し、市長は、「現在の長崎市老人保健福祉計画を平成12年度を初年度とする計画として改めて見直すことになっており、本件についても真に効果が期待できるよう充実した介護予防対策等の構築を図ってまいります」と述べられております。

では、それについて、どのような対策を講じられようと考えておられるのか、ご見解をお聞かせください。

続いて3点目の質問です。北消防署跡地利用についてお尋ねします。

昨年より、大橋町に建設中の北消防署も、建物の外観をあらわし、設備工事や内装・外装工事にこれから入り、今年9月の完成を目指し、現在、急ピッチで工事が進められております。いよいよ3カ月後に竣工を控え、現在の住吉地区にある北消防署移転後の跡地利用について、地域住民の皆様のご関心はとて高く、市当局におかれましても、これまで地元商店街あるいは地元自治会の皆様と意見交換を重ね、それら総合的な意見要望をまとめられて、何らかの一定の方向性を示さなければならない時期にきているのではないかとわれま

す。

私のもとにも、その地域住民の皆様より、種々の意見や要望が多々来ております。この住吉地区は、市の北部地域における生活ゾーンの一大拠点として、住吉市場や商店街を中心に発展し、近年、チトセピアに見られるように、大型スーパーを初めとする公共施設や公営住宅等の複合ビル、さらに、近隣には高層のマンションが建ち並び、人口密度も高くなり、周辺地域も宅地開発やマンション建設が進み、北部地域の交通の要衝となっており、それと比例して交通量も年々ふえ続け、慢性的な交通渋滞とともに、騒音や排気ガス等の問題を抱えているのが現状であります。

21世紀という新世紀のスタートに当たり、本市の今後の5年間ないしは10年間をワンスパンとして、本年3月に策定された市政運営の展望の書とも言べき長崎市第三次総合計画の中に、土地利用計画の施策の基本方針として、「安全性を確保する土地利用の促進」と題して、「昭和57年の長崎大水害による甚大な被害や平成7年の阪神・淡路大震災などの経験を糧として、市民の生命と財産を守るという確固たる姿勢のもとに、災害に強く、安全性の高い土地利用を進めます」と明記されておりますように、住民の快適な住環境の整備はもとより、商店街と住宅が共生するまちの中心部に都市型公園の生活空間を設けることは、防災上においても緊急の避難場所として利用することができます。さらに、暮らしの場で身近に自然と触れ合うことのできる快適な市街地形成に資する土地利用につながっていくと思われます。この件につきまして、市長のご見解をお聞かせください。

続いて4点目の質問です。介護支援専門員等の資質の向上及び地域福祉権利擁護事業等の普及についてお聞きします。

昨年の4月に介護保険制度が施行されて1年を経過してみて、先月31日、介護保険サービス利用の意向調査の結果が県より発表されました。県の調査内容によりますと、満足度や自己負担額への考えなどの70項目で、利用者の意向や満足度を調べた結果、在宅サービス利用者で94%、施設入所者で92.7%が、「どちらかと言えば満足」という意見も含めて、サービスに満足していると回答しています。その反面、介護サービスを受ける側と派遣されるケアマネジャーあるいはホームヘル

パーとの信頼関係の構築の難しさも浮き彫りになってきているのが現状です。

ヘルパーの資質の問題や金銭的なトラブル等の苦情が聞かれますが、先日も和歌山市の75歳の女性が、介護支援会社の37歳になるケアマネジャーに3,000万円にも上る預金通帳を盗まれた挙げ句、殺害されたという悲惨な事件がありました。本市におきましても、介護保険制度施行前でありましたが、やはり担当しているヘルパーが、みずから介護をしている障害者の方の預金700万円を横領するという極めて悪質な事件が起こっております。

そこで、お尋ねします。

第1に、この介護保険制度の運営主体者である本市として、現場で介護サービス等に当たられる各事業者並びにケアマネジャー、ホームヘルパー等の資質の向上を現在どのように図られているのか。また、これから先、利用者やその家族に安心して介護サービスが受けられるようにするためにも、その対応策をお示しください。

第2に、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理サービスなど在宅で生活しておられる高齢者向けの地域福祉権利擁護事業制度が一昨年10月から施行されています。また、類似の事業として、財産管理などを代理人が行う成年後見人制度が昨年4月から施行され、障害の軽い人も保護の対象にでき、さらに判断力を失う前に後見人指名ができる任意後見制が創設されました。これらの制度について、まだまだ知らない方が多いと思われます。このような制度の活用について、市民の皆様への広報や情報提供を今までどのようになされてきたのか、さらに、今後の対応策についてもお答えください。

次に、5点目の質問です。地方公務員の倫理と資質についてお尋ねします。

昨年、平成12年4月から国家公務員倫理法の倫理規程が施行されています。この倫理法・倫理規程は、近年発生した深刻な公務員不祥事を背景に、職務の公正さに対する国民の疑惑や不振を招くような行為を防止し、公務に対する国民の信頼を確保することを目的としてつくられた法律、政令と言われております。

これは地方公務員の服務に関する地方公務員法の根本基準とも言われていますが、近年、本市職

員の中で、市民に対する裏切り行為とも言える不祥事や不始末が続いております。

近くは、平成11年からの処分状況を見てみますと、まず、市民病院における食中毒事故があります。これは偶然起こった事故ではなく、全般的な職務遂行上、十分な注意を怠っていたのが原因といわれ、担当者のみならず栄養士や調理師全員を処分、さらに給食業務の停止処分も受けています。

さらに12年2月には、ブリックホールの竣工検査時、施設の大ホールにおける騒音がその許容値を超えることが判明。この原因は、コンサルや本市技術職員の騒音・振動に対する認識が不十分であったこと。さらに、上司への報告義務等の日常業務のあり方を含むさまざまな問題が浮き彫りになり、17人が処分を受けています。

そして、同年6月には、高齢者すこやか支援課の経理事務を担当していた職員が長寿祝金総額494万円を不正に支出し、着服したということが懲戒免職になっています。

さらに、同年12月には、バイクや車で通勤していながら、バスの通勤手当や扶養手当を不当に受給していたとして、職員20名が減給や戒告処分を受けています。本年に入ってから、不正とまではいなくても、公務員としての資質を真に問われる案件が3月議会でも3件取り上げられ、厳しく指摘されています。

そして、極めつけは、三方山の井戸水異常について、見落としがあったり、公表しなかったという件であります。昨年8月、飲料用井戸水から大腸菌が検出されているながら、市の担当者が検査報告書の異常を何と見落とししていたこと。また、近くの産廃処分場内の水処理施設から今年1月、環境基準を超える水銀が検出されながら、市民への公表をこれまた怠ったとして、4人が戒告処分、7人が文書訓告処分を受けています。この三方山をめぐるのは、4年前に、水銀が検出された水質データを市職員が改ざんしたとして、当時の助役が辞職、さらに環境部長が諭旨免職処分、ほかに職員7人が戒告処分を受けるなど非常に厳しい処分を受けたという過去の経緯があった場所であったにもかかわらず、その前車の戒めともいえるべき、同じ轍を踏むような行為であります。

本来なら、市民の皆様が安全で安心できる行政の職に努めるべき立場の人間が、市民生活を脅か

すような不安感を与えてしまうようでは、まさに本末転倒であります。

また、先般は、市の観光部長が市内の観光業者や建設業者らの利害関係者が参加しての自分の就任を祝う会に出席していたとして、テレビ、新聞等で取り上げられ、公務員としての倫理観が問われている始末です。国家公務員倫理法では、自己の費用を負担して行う行為に関する規制、いわゆる割り勘の場合でも、利害関係者と一緒に会食してはならないと、きちんと規定されています。これが、即、地方公務員にも当てはまるかどうかはわかりませんが、いずれにせよ、抵触すれすれであり、市民の疑惑を招くものとして口頭注意処分となっております。

以上、最近明らかになりました市職員の不始末を取り上げましたが、これら一部の職員の不祥事や不正のために、真面目に職務に励み一生懸命頑張っている人間までが非常にづらい思いをさせられていることは事実であります。

そこで、市長にお尋ねいたします。

再び、このような不祥事が起こらないように、市職員における公務員倫理観の確立、さらに資質の向上を今後、どのように図られるのか、市長のご見解をお聞かせください。

それから、これは私がふだん感じていることですが、議員になって庁内を回ったり、職員や理事者との会話の中で、よく「先生」と呼ばれることがあります。何か違和感があり、同僚議員に聞けば、議員同士ではお互いに先生と呼ばないようにしているそうですが、市の職員も、我々議員も市政を預かる公僕として、あくまでも同じ立場であり、特別に先生と呼ぶ必要はないのではと考えます。市民の皆様からも、こんな質問を受けます。「みんな、議員のことを先生と呼ぶが、何か意味があるのか」と聞かれます。調べてみたところ、そこには全く意味はないようです。いつごろから議員を先生と呼び始めたのか、さらに調べてみました。明治の初期に、板垣退助、中江兆民など有名な自由民権運動の指導者が国会議員になり、そういった人々は、もともとその弟子たちから先生と呼ばれていて、それがいつの間にか議員への呼びかけとして定着していったようなのです。

現在、国会において、古いしきたりや風習を見直すため、与党3党の国会改革推進協議会を設け

て、さまざまなことについての見直しが既に始まっております。全国大半の市では、議員の呼称を「先生」を改め、「議員」を用いているようです。本市においても、そのような方向にできるのではないかと考え、最近感じることに一言、意見を申し述べておきます。

続いて、最後の質問です。市営住宅へのケーブルテレビジョン放送施設の設置についてお伺いいたします。

近年、目覚ましく発展を続けるこのIT社会。情報通信技術を駆使したメディア社会の中で、だれよりも、どこよりも早く、そして多くの情報の発信と受信、仕事や生活の中にそれらを取り入れ生かしながら、より質の高いものを求め続ける中で、テレビメディアから届けられる映像とその情報量にはすさまじいものがあります。そのようなテレビ中心の時代の中、数多くの番組と専門的な番組を放映する有線放送、いわゆるケーブルテレビ放送の急速な普及が見られます。

既に、ご承知のように、この本会議の模様も、前回3月の市議会本会議からケーブルテレビによる放送が始まり、市民の皆様からも「議場の傍聴席まで出向かなくても、自宅にいながら、家事などをしながら、あるいは職場で仕事の手を休めながら、議会の質疑内容やその様子がリアルタイムで見ることができる」と大変好評であります。これからも広範囲にわたって多くの方々が利用されますますます普及していくことと思われまます。

そのような中で、市営住宅の住民の間でも、多くの番組と、より質の高い専門的な番組を見ることができるケーブルテレビジョン放送の施設整備の要請がふえてきております。近年、建て替えが行われたところや新築の公営住宅には、初めから配線引き込み用配管が全戸に設置してあるようです。しかし、既存の市営住宅には、ケーブル回線を引き込む設備がないために、専用の施設整備をお願いしても、市は、今のところ改修する予定ではないと言われ、それではと、個人でケーブル工事を申請しても、費用がかかり過ぎたり、また、当局からは、安全面や景観の問題、さらに公共の建物であるから等、個々人での工事の許可がありません。民間のアパートやマンションでは、オーナーが施設整備を改修したり、時代のニーズに的確に対応されているのに、市営住宅に住んでいる

者は、それらをあきらめて我慢するしかないのかと幾たびも相談があります。

そこで、お尋ねします。

21世紀のスタートに当たり、これからの高度なIT社会の中で、メディア情報をどのように市民に提供されるおつもりなのか、その対応策をお示しく下さい。

以上をもちまして、本壇からの質問を終わります。時間があれば、自席より再質問いたします。

ご清聴ありがとうございました。(降壇) = 副議長(江口 健君) 市長。

〔伊藤一長君登壇〕

市長(伊藤一長君) 森 幸雄議員のご質問にお答えをいたします。

6点質問内容がございました。私は2点答弁を本壇よりさせていただきますと思います。

まず、老人交通費助成事業の拡充についてでございます。

老人交通費助成事業につきましては、高齢者の社会参加を促進することを目的に、昭和55年度から実施している事業であります。制度創設以来、数次にわたりまして対象者の拡大等を行い、平成8年4月からは70歳から80歳までの高齢の方を対象に交通費を助成しているところでございます。

対象者を拡充できないかという点につきまして、森議員のご指摘のとおり、80歳を超えても、元気に社会参加されていらっしゃる高齢の方が多数おられることも事実でございますが、長崎市の厳しい財政状況の中、高齢者福祉施策といたしまして、平成12年4月から開始されました介護保険制度を初め介護予防・生活支援対策事業として生きがい対応型デイサービス事業あるいは配食サービス事業など、また、生きがい対策事業といたしまして、老人クラブ助成などの各種施策を総合的に実施しているところでありますので、現行制度の中で、支給対象者を拡大することは、大変申しわけございませんが、現段階では困難ではなからうかというふうに考えているところでございます。

いずれにいたしましても、老人交通費助成事業につきましては、さきの3月議会で精算方式導入についてご指摘を受けたばかりでございまして、現在、その導入に向けて関係機関と協議を進めているところでありまして、鋭意、その実現に向け

て、まず努力してまいりたいというふうを考えているところでございます。

次に、地方公務員の倫理と資質についてでございますが、三方山廃棄物処分場付近の井戸水の汚染問題を初めとする最近の一連の問題につきましては、関係住民の皆様、市民の皆様、議会の皆様に対し、多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしました。この場をおかりいたしまして、心からおわびを申し上げたいというふうに思います。

公務員の倫理につきましては、職員のサービスの基本原則といたしまして、職務に従事するに当たりサービスの宣誓を行う義務があり、長崎市におきましても、条例に基づきサービスの宣誓を行っているところであります。その内容には、法律及び条例を遵守し、不偏不党かつ公正中立に職務を行うことが含まれております。また、職員に課せられている責務といたしまして、法令・条例等に従う義務及び上司の職務命令に従う義務、信用及び名誉を守る義務、秘密を守る義務、職務に専念する義務、一定範囲の政治的行為を行わない義務、争議行為を行わない義務、営利企業等の従事制限などがあり、これらの義務違反が地方公務員法第29条第1項の第1号、法律、条例、規則及び規定に違反した場合、第2号は、職務上の義務違反、または職務を怠った場合、第3号、全体の奉仕者たるにふさわしくない行為のあった場合のいずれかに該当するときは、懲戒処分として戒告、減給、停職または免職の処分ができることとなっております。

森議員から具体的な指摘がなされました1つ、市民病院食中毒問題は、職務上の義務違反によるものであります。2つ目のブリックホール騒音・振動問題は、管理職の管理監督が不十分であることなどによるものであります。3番目の長寿祝金着服問題は、職員の非違行為によるものであります。4番目の通勤手当等の不正受給問題は、条例等違反によるものであります。5番目の三方山問題は、職務怠慢によるものであります。6番目の部長就任祝い問題は、就任祝いに結果として利害関係にある立場の者が出席していたことによるものであります。これらの行為に対しまして、懲戒処分や注意を行ったところであります。

住民の信託を受けて勤務する公務員には、より高度の使命感と廉潔性が求められております。服務規律の確保につきましては、かねてより綱紀肅

正の通達や部長会、筆頭課長会議、職員研修等により、その趣旨の周知徹底を図るとともに、意識改革の啓発に努めてきたところでありますが、このような問題が続きましたことは、まことに遺憾であります。

このようなことを二度と起こさないためには、まず、職員一人ひとりが公務員の原点に立ち返り、全体の奉仕者としての自覚を持ち、公務員としての職業倫理により、みずから律していくことが重要であります。そのような意味からも、国において、国家公務員倫理法が平成12年4月1日に施行され、その行動規準となります国家公務員倫理規程が制定されたところでありますが、本市におきましても、国並びに他都市を参考に、できるだけ早い時期に倫理規程を制定し、職員に具体的にサービスの規律を示すことにより、今後、市民の誤解を招くような行為の再発防止に努めてまいりたいと考えております。

また、この問題の解決を図るためには、議員ご指摘のとおり、職員の資質の向上を図ることが重要であり、特に、職員を指導監督する立場にある管理監督者の資質向上が重要であると考えております。

職員の資質向上を図るためには、職員研修が重要であり、今回の一連の問題が続く中、その発生の都度、公務員としての自覚、サービスに当たっての心構えの再認識などを目的に、所属長や庶務担当係長を対象に特別研修会を実施してまいりました。また、特別研修の開催だけにとどまらず、全職員を対象に、この特別研修会の内容に基づいた職場研修を実施するよう指示を行い、その意見を集約した報告書を提出させております。

特に、今回の三方山井戸水汚染問題につきましては、自分の所属の問題として議論するようテーマを与えており、各職場からさまざまな意見が報告されております。主な共通認識事項でございますが、一つ、職場内のコミュニケーションの促進、一つ、職務内容と目的の確実な把握、一つ、市民の立場に立った対応、一つ、日常業務で発生しやすいミスや点検機能の充実などの意見が出されております。

今回のような所属長を中心にした職場研修は、職員の自覚を喚起し、風通しのよい職場風土の醸成を図るために、より効果的であるものと思いま

すし、職員一人ひとりの役割を明確にし、情報を共有化することは大変重要なことであります。

職場研修につきましては、公務員倫理についても盛り込んだ手引書を作成し、所属長への周知を徹底するなど充実を図ってまいりたいと考えております。

一方、新規採用を含む一般職、新任主査、新任係長、新任課長の研修の中に、公務員倫理等の項目を取り入れておりますが、今後、採用年次別の階層別研修にも必修科目として取り入れてまいりたいと思います。

いずれにいたしましても、事務事業の適正な執行や職員の能力向上推進に中心的役割を果たします管理監督者の意識改革と能力向上を柱に、公務員倫理、職務に当たっての心構え等についての項目を各研修の中で重点項目として盛り込みまして、職員の資質向上を図り、市民の皆様方の信頼回復に努めてまいりたいと考えているところでございます。

他の問題につきましては、それぞれの所管の方からお答えいたしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたしたいと思っております。＝(降壇)＝  
市民生活部長(妹尾芳郎君) 1点目の公設の市民斎場建設についてお答えいたします。

本市におきましては、昭和24年から昭和51年にかけて市営葬儀事業を行ってまいりました。昭和40年度までは、市内で行われます葬儀の40%以上を占めておりましたが、昭和42年度以降、急激に減少し、また一方で、事業開始当初、1社であった民間葬儀者が昭和51年には8社に増加するなど、民間葬儀事業の質・量の充実が見られ、市営葬儀事業は、昭和50年度には市内葬儀の3.3%まで利用者が激減し、事業継続が困難になり、昭和51年10月にこの事業を廃止したものでございます。同事業の廃止後は、福祉葬儀制度や葬祭費支給制度により低所得世帯に対する助成措置を図ってきたところでございます。福祉葬儀制度は、葬儀の負担を軽くするため、長崎市と市内8社の葬儀会社とが協定を結び、低料金で葬儀を行う制度でございまして。

議員ご指摘の公設の市民斎場を建設してはどうかという件につきましては、類似都市で確かに運営をしている事例もございまして、葬祭に関する慣習等の地域性的問題や民間の関係業界の状況な

ど、都市ごとに事情も異なると思われまので、本市における必要性を十分に検討した上で、今後の研究課題としてとらえさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

都市建設部長(諸岡克重君) 3番目の北消防署跡地利用についてお答えいたします。

北消防署移転後の跡地利用につきましては、平成6年度に策定いたしました住吉地区街並み・まちづくり総合基本設計の中で、地区のシンボルとなる空間を創出するため、広場や修景施設などの整備を提案いたしております。

跡地の具体的な整備計画につきましては、住吉地区が本市北部の主要な交通結節点となっていることから、商業、業務、公共・公益機能が集積し、副都心として発展していることや跡地がその中心部に位置するなど、都市環境づくりの観点から重要な土地であると考えております。

このことから、平成12年度には、住吉地区都市再生推進事業調査設計業務委託を行い、広場を主体とした跡地利用検討案を作成いたしました。

今後、この検討案をもとに関係機関等との協議を行い、地元関係者のご意向等もお聞きしてまいりますが、多くの課題もあることから、今年度内を目標に意見の集約を行い、その後、実施計画を策定してまいりたいと考えております。

次に、市営住宅へのケーブルテレビジョン放送施設の設置許可についてお答えいたします。

本市では、高度情報化時代の到来に伴い、平成6年度以降、新たに管理開始いたしましたすべての市営住宅につきまして、ケーブルテレビジョン放送施設を設置するために必要な専用屋内配管を整備し、入居者の加入希望に応えることといたしております。

現在、城山台住宅、三芳住宅の2団地120戸を対象に、事業者との協議が調い、ケーブルが敷設され、そのうち16戸がケーブルテレビジョンを利用いたしております。

議員ご指摘の専用屋内配管を整備していない住宅における個々の入居者単位でのケーブルテレビジョンの設置希望に対しましては、過去に電話やテレビの屋外配線がくもの巣状態となり、景観上や防災上の問題から配線を集約して共聴方式に変更してきた経緯もあり認めておりませんが、くも

の巢配線等の問題を解決できる施工方法で事業者からの申請がなされ、建物に影響がないことが確認できれば設置を許可する方針にいたしております。

また一方で、事業者側といたしましても、住宅ごとに一定まとまった入居者からの申し込みがないと、ケーブル敷設に係る設備投資を回収できず採算が確保できないため、市へケーブルテレビジョン放送施設の設置許可申請を行えないという状況があります。現在、事業者も加入PRを行っている聞いておりますが、先ほど申し上げましたように、これまで2団地16戸の利用にとどまっているのが現状でございます。

今後とも、市営住宅の入居者の福祉の増進を図り、IT社会に即応するため、建て替え及び新設の住宅につきましては、専用屋内配管を整備し、入居者の加入希望に応えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

福祉保健部長（高谷洋一君） ご質問の4点目、介護支援専門員（ケアマネジャー）等の資質の向上及び地域福祉権利擁護事業等の普及についてお答えいたします。

和歌山市における介護支援専門員による不祥事は、介護支援専門員であること以前に、人としての基本的な倫理観が問われる大変遺憾な事件であったと認識しております。しかしながら、この事件が福祉の現場に携わる者に大きな衝撃を与えたことも、また事実でございます。

ご質問の介護支援専門員等の資質の向上についてでございますが、ご指摘のとおり、本市におきましても、平成12年度に障害者ヘルパーの横領による不祥事が発生いたしました。本市としましても、これを重く受けとめ、事件後速やかに在宅介護支援センター職員及び訪問介護員（ホームヘルパー）など在宅福祉に携わる方を対象に、弁護士を講師として「ホームヘルパーの職務上の責任について」というテーマで研修を行ったところでございます。

また、平成12年度において、実務面での資質の向上を図るため、ケアプランの作成や住宅改修指導の研修会を3回実施し、さらに、事業の習熟度を高めるため、事例検討会を市内を東西南北の4つのブロックに分け実施いたしました。

本年度においては、去る6月2日に介護支援専門員、訪問介護員や在宅介護支援センター職員を対象として、地域福祉権利擁護事業と成年後見制度について研修会を行い、高齢者の財産管理等についての制度面での理解を深めていただいたところでございます。

今後とも、適正なサービスの提供につながる介護支援専門員や在宅介護支援センター職員等の資質向上はもとより、密室になりやすい介護現場の特性をとらえ、高い倫理観を醸成する研修等も行ってまいりたいと考えております。

次に、地域福祉権利擁護事業の普及についてでございますが、高齢社会の進展に伴い、高齢者世帯、ひとり暮らしの高齢者等が増加する中、議員ご指摘のとおり、判断能力が不十分な高齢者等に対する福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理の援助などが大きな課題となってきております。

こうした中、現在、これらの課題に応える身近な制度として、長崎県社会福祉協議会が事業主体となり、長崎市社会福祉協議会を窓口として、平成11年10月から痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者等の判断能力が不十分な方の権利を擁護する事業として、地域福祉権利擁護事業が実施されております。この地域福祉権利擁護事業におきましては、1つ、福祉サービスの利用援助として福祉サービスについての説明や助言など、2つ、日常的な金銭管理サービスとして預金の払い戻し、預け入れなど、3つ、書類等預かりサービスとして定期預金通帳などを預かる援助を行っております。

また、この事業の本市における平成12年度実績につきましては、相談・問い合わせ件数が20件となっており、実際に契約した件数につきましては5件となっております。この事業につきましては、高齢者の権利擁護を図るための身近で有効な制度でございますので、本市といたしましても、今後とも、市民及び関係団体への周知に努めてまいりたいと考えております。

また、判断能力が不十分な高齢者等を保護支援する民法上の制度として成年後見制度がございます。これは判断能力の不十分な痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者等が契約締結等の法律行為における意思決定を必要とする場合に、その不十分な判断能力を補い、本人が損害を受けないように、本人の権利が守られるようにする制度でござ



います。

本市におきましても、本年度から成年後見制度利用支援事業に取り組んでいるところでございますが、長崎県司法書士会においても、社団法人成年後見センター「リーガルサポートながさき」を設け、高齢者や障害者等の相談に応じているところでございます。

今後とも、高齢者の権利を擁護し、適切な財産管理を図る観点から、本市といたしましても、これらの関係機関と密接な連携を保ち、高齢者等が地域の中で安心して暮らせるよう、地域福祉権利擁護事業とあわせて広報普及活動を図り、制度の利用促進に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

29番(森 幸雄君) 一通りご答弁いただきましたけれども、特に、第1点目の市民斎場、今回初めて取り上げまして、今まで話題になっていれば検討とか話が出ていたと思うんですけども、これから非常に必要な施設であるということは間違いないと思います。先ほど、市としては、貸し出しの祭壇とか、そういったものを51年に廃止されたようでもありますけれども、時代的背景といいですか、当時は、自宅で、あるいは集会所や公民館等で、また、地域の人を手伝ってできていたんです。そういったものもだんだん希薄になって、会場もいろいろなグループが使ったりして、そこで葬儀するのを忌み嫌われたり、あるいはお手伝いする人たちも高齢者で、そういったものをできなくなって、だんだんだんだん利用者が減ったという時代的状况も見なければいけないと思います。

この川崎市も、もともと葬斎場も火葬場もあったようですけども、それでも市民のニーズが高いということで、別な場所に新たに昨年できたようであります。ここは長崎市よりも10万ほど人口も少ない中で、しっかりこういった施設の整備を図られている。

長崎市も先日は、このもみじ谷斎場の火葬炉から厚生省の指針値を超える濃度のダイオキシンが検出された。これは現行のダイオキシン類対策特別措置法の対象ではなかったようですけども、原因としては、棺の中に入れてあったドライアイスなどが燃焼温度を下げて、それが原因だと言われています。

現在使われている葬儀の棺とかつぼとか副葬品

の中には、このダイオキシンが発生しやすい石油製品、合成樹脂等で作られたものが多いわけですね。熱が下がらないように取り出して焼くということも非常に難しいのかなと思いますけれども、ご承知のように、非常に駐車場等も狭い、また、非常にたて込んで、周辺8町もこの施設をご利用されていますし、非常に混雑をしているという、本当に故人をしのぶ雰囲気ではないという、このもみじ谷斎場も、もうそろそろ時期がきているのではないかなと、いろいろなものがかんがみながら、これからのこの高齢化時代に対する施設の整備というものをもう一度お考えいただいて、きょう、こうやって取り上げて、なかなか検討する時間もなかったと思うんですけども、これから必要な施策ではないかなと思いますので、その辺をこのもみじ谷斎場に対しての方向性というか、対応策について、本当はもっと高温で焼却できる施設が今後、必要になるのではないかなと思いますので、あわせて検討をお願いしたいと思います。

それから、老人交通費助成事業でありますけれども、非常に苦慮されているようであります。この制度が始まったときに、その交付対象以上の年齢の方はそうでもなかったと思うんですが、70代ですっともらっていた人が、81歳になってから急にもらえなくなったという方が最近多くなって、どうしてかなと、すこやか支援課の受付の人に聞いたら、「私もわかりません」と、そっけなく言われたということで、本当に寂しそうな顔をして来られたんです。

さきの3月議会の常任委員会の厚生委員会でも指摘をされたように、路線バスとか電車の回数券も、市が回数券を購入して支給する方式から、タクシーと同じように精算払い、利用された実費だけを交通機関に払うようにしたらどうかということで、バス協会等とも交渉されて何とか来年の4月からできるのではないかと、精算払い、使われた分だけを払う。この12年度では、70歳から80歳までの交付対象者が約3万5,611人で1億7,574万8,300円を予算執行されているんですけども、今年は約1,338人少なくなっているんですね、対象者も。精算払いにした場合に、タクシーの場合でも、大体、満額ではなくして、一人頭82%、4,100円ぐらいしか使っていないというふうにも報告がっております。

これをざっと計算すれば、バス、電車、82%の使用率でみると1億1,281万5,600円と、約2,476万4,400円浮くことになるわけです、単純計算ですね。これを仕分けする手間暇は別にしましても、バス、電車はもっと使っていないんじゃないかと、もらったままタンスに直しておるとかですね、今度使おうということで、今はねたきりだけれども、元気になるかもしれんということで、ご家族の方がもらいに来るとか、そういったことで辛く見てですね、70%で見れば、約4,127万4,000円浮くことになります。これが80歳から87歳、88歳の方は長寿祝金をもらっていらっしゃる。また県も、この4月から制度が変わって、この敬老祝金として、88歳の方には1万円の支給がっております。市は3万円の長寿祝金を贈っております。

これは趣旨は違うかもしれませんが、これを単純に毎年5,000円とした場合には、約8年分もられるわけですから、そうであれで99歳でも長寿祝金とかいただけますので、できれば80歳から87歳、この祝金も交通助成費も全然もらっていない方々、1万1,272人おられます。これは障害者の方とか何とかを引けば9,582人の方が81歳から87歳までおられます。この方々に、同じように、毎年5,000円を払うとなれば、精算払いにした4,100万円、ちょっと600万円ほど足らなくなりますけれども、これも何とか努力していただければ、介護予防のための健康づくりとか、そういう頑張っておられる方々に拡充できるんじゃないかなと、先ではカード方式とか、そういった形になれば、もっと予算も浮いてくるんじゃないかなと、できたら、こういった不公平をなくすために、市としても努力をしていただきたいと、この辺について、もう一度答弁のほどをよろしく願います。

福祉保健部長（高谷洋一君） 老人交通費助成事業の拡充についての再質問にお答えいたします。

バス、電車の精算方式の導入により、現在の予算額を変えずに対象年齢を引き上げることができるのではないかとのご指摘がありますが、タクシーの精算率が平成11年度で82.7%、平成12年度で87.1%と上がっております。今年度は、交付時に早期利用を呼びかけておりますので、精算率はまた上昇するのではないかと予測しているところでございます。

また、精算方式導入に伴い、本市が乗車券を印刷する必要があり、その印刷費、また、事業者及び本市における乗車券の検収に伴う人件費の増が考えられますが、現在、まだその積算等の検討を行っている段階であり、その余剰財源が幾らになるか未定でありますので、精算方式の実施経過を踏まえて、老人交通費助成事業を再検討してまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

市長（伊藤一長君） 森議員の再質問にお答えいたしたいと思えます。

2点ございまして、1点は今、所管の部長がお答えいたしましたけれども、この老人交通費の問題は、77歳までだったのを議会にご了解いただいて80歳までに年齢を上げさせていただいたと、今日だったら非常に80歳過ぎてもお元気な方は多いもんですから、議員ご指摘のように、自分は元気だから80歳で打ち切られるのは、やはりおかしいと、社会参加も含めて、健康増進も含めて、もっとも年齢を延長すべきであるという、そういう意味というのは、私も十分に理解はできます。

ただ、しかし、片や、やはりなかなか健康を害したり、入院されたり、なかなかご自宅におられて外に出たくとも、なかなか出れなかったり、そういう方々もいらっしゃいますので、前にもお答えしたと思えますけれども、同じお年寄りを、高齢者を公平・公正な形でやらせていただくのが、これからの高齢化社会だというふうなことも含めて、80歳だからもう打ち切りますよと、そういうことではなくて、同じ80歳でも、元気で、いろいろな症状を持った方もいらっしゃいますので、そういうことも視野に入れながらの高齢化対策をどうやっていくのかというのが、これからの一番大事な問題ではなからうかなと。

午前中、高瀬議員からの移送サービスの件がございましたけれども、あれも、まさにそうだと思うんです。やはり斜面地にお住まいの方々とか、あるいは一人寂しくお住まいの方々とか、あと障害を持った方もいらっしゃいますし、建物の上の方にお住まいの方で、なかなか移送が思うにまかせないとか、そういう方々も視野に入れながら、この交通費の助成等も含めた問題をどうするのかと、今、森議員さんは、バスとか電車で精算方式にしたら余剰が出るのではないかと、それをどう

するのかということですが、これも余剰が出たから、ほかの方に使うという形ではなくて、福祉というのは、高齢化対策というのは後退させるわけにはいきませんので、そういう形での活用を、これは議会とご相談しながら頑張りたいと、また、そういう時代であるというふうに思いますので、この点をご理解いただきたいというふうに思います。

それから、市民斎場の件でございますけれども、これも先ほど冒頭、部長が答えましたけれども、今、いみじくも森議員さんが、今の葬斎場自体の建て替えも含めて、駐車場も含めて、問題があるんじゃないかということでございますけれども、やっと背後地の用地買収が整いましたので、今後は、広域圏との絡みも今、葬斎事業も消防と同じようにさせていただいていますので、今後は、葬斎場を今の場所をどういうふうにするのかというのが、これからの私は広域も含めた課題になってくるんじゃないかなというふうに思いますので、よろしくお願いさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

29番(森 幸雄君) 市営住宅へのケーブルテレビジョン放送の施設の件ですけれども、確かに今まだ利用する方は少ないようであります。意外と高齢者の方は余り必要ないと言われていまして、でも、若い方もたくさんおられるし、これからの一つの施策ではないかなと。実際、私も議会が始まってからケーブルを引きまして、インターネットを今、使っているんですけども、こういう原稿にしても、うちの息子がちょうど国語を教えているものですから、原稿チェックなんかインターネットでパッと送って、訂正してすぐ送ってもらうとか、今はすごい時代なんですね。今、よく言われている、このデジタル・ディバイドという情報格差をなくすために、いろいろな施策が取られているわけでありまして、何人が集まって共同で引けばメーカーの方も設置できると、ああいった地域で、また、現在の社会情勢から言えば、一緒にこのケーブルを引こうとか、一緒に何かしようというのが非常に難しいんじゃないか。自治会離脱の方もおられるように、非常に難しい中で、個人でもほしいという、いろいろな今、生ごみ処理機とかにも補助を出してあるように、で

きれば個人で引きたい方にも、こういったものを何とか手厚く補助できないか考えていただければと思います。

現在、約7,000世帯ぐらいの方々おられる中でも、こういったものを求める人もいるんじゃないかなと、新築とか改築の場合は設置してあるようでもありますけれども、その辺もよろしくお願ひしたいと思えます。

最後になりましたけれども、観光部長にお聞きをしたいと思えます。

あのような新聞報道とは、不本意ではなかったかと思えますけれども、いかがでしょうか。親しい方々の計らいでお祝いをされたと聞いておりますけれども、でも、法に触れるから悪いとか、触れないからいいとか、市民感情をわからなければいけないと思えます。

この長崎市的一大イベントでありました日蘭交流400周年も無事終わり、観光客とか、また、関係機関の売り上げは、今まで最高の結果が出たと発表されておりますけれども、そういう中でも、老舗のホテルが、あるいは商店が倒産したり、また、全国チェーンの有名ホテルが閉鎖したり、厳しい結果も出ております。日蘭が終わって、これからが長崎観光の冬の時代が来るのではないかと、これからが正念場ではないかと言われているときに、観光部長という大変な重責ある立場になられたわけですけれども、その決意のほどを最後にお聞かせください。

観光部長(三浦勝夫君) 今回の私の問題でございますが、たとえ友人が企画したとしても、利害関係がある者が出席したことを含め、観光部長としての立場を考えますと、市民の皆様大変誤解を招く行為であり、慎重に判断して行動すべきだったと反省しております。

現在、観光行政を取り巻く環境は非常に厳しいものがございまして、本市といたしましても、観光客の減少に歯どめをかけまして、再び観光都市として観光客を呼び戻したいと考えております。

また、議会におかれましても、本市観光の現状と問題点を把握するために、観光振興対策特別委員会が設置されております。観光部長としても、その責任の重さを痛感しておりますし、今後とも、長崎の魅力を最大限に発揮できるよう、そして、元気なまち長崎をつくるため、官民一体となって

日々邁進したいと考えております。

以上でございます。

副議長(江口 健君) これをもって、市政一般質問を終了いたします。

次に

日程2

請願第1号 乳幼児医療費無料制度に現物給付方式の導入を求める請願について

及び

日程3

請願第2号 だれもが払えて安心して医療が受けられる国民健康保険事業にするための請願について

以上2点は一括して厚生委員会に付託いたします。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。次回の本会議は6月20日午前10時から開会いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

= 散会 午後1時58分 =

---

上記のとおり会議録を調製し署名する。

平成13年8月3日

|       |         |
|-------|---------|
| 議 長   | 鳥 居 直 記 |
| 副 議 長 | 江 口 健   |
| 署名議員  | 久 米 直   |
| 署名議員  | 柴 田 朴   |